2026.1.12

あがの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO　2013

商売くらしに役立つ！
全国商工新聞
月/500円

令和8年度税制改正で
青色申告特別控除見直し

青色申告特別控除の大改悪が行われようとしております。デジタルであろうがアナログであろうが、税制に差をつけるべきではありません。

租税原則の公平・中立・簡素はどこにいってしまったのかと思います。

いずれも**改正は令和9年分の所得税から適用される予定**となっています。

青色申告特別控除見直しについて

● 紙で申告を行う「55万円控除」が廃止される見込みです。←紙申告の場合、控除額は一律10万円に縮小。

簡易な記帳で10万円控除についても制限が設けられる

● 前々年分の事業・不動産所得にかかる収入金額が1000万円を超える個人事業主は、10万円控除を受けることができなくなる方向。

少額減価償却資産の特例

● 現行の30万円未満から**40万円未満へと拡大予定**

収支計算・経費の按分を忘れずに

確定申告に向けて自主計算は進んでいますでしょうか。

事業経費を家事と共用で使用している場合は、経費按分を行わなければなりません。

自動車税、自動車の任意保険、自動車の減価償却、通信費、旅費交通費、固定資産税、光熱費、仕入、消耗品等。

事務局よりお知らせ

1月15日午後から市に予算要望を行うため民商を1時から3時頃まで留守にします。

減価償却について

令和7年度に購入した固定資産（左記の内容）がある場合は、減価償却として耐用年数に応じて毎年経費に計上していくことになります。

● 原則、取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の有形固定資産です。

一括で購入したからといってその年分の全額経費になるわけではありません。

青色申告「少額減価償却資産の特例」

青色申告の特例により、減価償却資産で、**取得価格が30万円未満**である少額減価償却資産を**即時償却**することができます。**（措法28の2）**

● 事業年度の限度額は、**取得価格の合計額が300万円（上限）**

所得税の青色申告承認申請

昨年、令和8年から「青色申告」にするにはどうすればよいかと問合せがありました。

現在、生業を営んでいる方は、青色申告をしようとする年の**3月15日（令和8年は3月16日まで）まで**に「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出する必要があります。

「青色事業専従者給与に関する届出」についても同様となっています。

年末調整について

年末調整の各種書類は準備できましたでしょうか。納付期限や提出期限は左記の通りとなります。

● 源泉所得税（納期特例申請書提出者）の納付期限は　**1月20日まで**

● 源泉徴収票の交付、法定調書の提出、給与支払報告書の提出（市町村）は　**2月2日まで**